

枠で囲まれた所を記入して下さい。

入園年月日 年 月 日

受付番号

神戸市

記入見本

住所	〒△△△-△△△△ ○○県○○市○○町○-○-○
学校名 施設名	○○市立○○小学校
代表者	校長 ○ ○ ○ ○ 学校印 施設印 ④
電話	○○○ - ○○○ - ○○○○

減免資格証明書 兼 団体入園申請書

つぎのいずれかに該当する場合は、学校印(施設印)を押印してください。

- ・減免資格を有する学校(施設)である。
- ・手帳所持者を含む団体である。
- ・65歳以上の方を含む団体である。

・減免資格証明書

本校(施設)は、貴園が定める減免資格 資格番号
8 を有することを証明します。

※次ページの「減免資格及び減免内容一覧表」を参照して

「減免資格及び減免内容一覧表」を確認のうえ、該当する減免資格番号を記入してください。
減免資格が無い場合は、空欄としてください。

・団体入園申込書

次のとおり入園を申し込みます。

引率 責任者名	○ ○ ○ ○	領収書	必要	不要	(いずれかを○で囲んでください。)		
入 園 者 数	入園者の区分		人数	単価	割引率	金額	
	引率教職員		4	通常価格	・	割引	・ 免除
	大人 (18歳以上)	18~64歳の方		通常価格	・	割引	・ 免除
		65歳 以上の方	神戸市民		650円	・	免除
	その他			1,040円	・	割引	・ 免除
	中人 (15~17歳、ただし中学生を除く)			通常価格	・	割引	・ 免除
	小人 (小学生、中学生)		98	通常価格	・	割引	・ 免除
	幼児 (小学生未満)			無料	・	割引	・ 免除
	各 種 手 帳 所 持 者 お よ び 介 護 人	介 護 人 下記①の合計人数と 同人数まで入園料免除		大人	中人	小人	幼児
		①					
②				2			
合計人数		104					

この欄(手帳所持者および介護人)に記入する人数は、上段の引率教職員~幼児の人数には含めないでください。

したがって、本記入例の人数構成は、
引率教職員 … 4名
小学生 … 100名(うち、手帳所持者が2名) で、総数 104名の団体です。

枠で囲まれた所を記入して下さい。

入園年月日 年 月 日

受付番号

神戸市立須磨海浜水族園 御中

住所	〒 -
学校名 施設名	
代表者	学校印 施設印
電話	- -

減免資格証明書 兼 団体入園申込書(学校・施設用)

・ 減免資格証明書

本校(施設)は、貴園が定める減免資格 を有することを証明します。

※次ページの「減免資格及び減免内容一覧表」を参照して、該当する資格番号を口内に記入してください。

・ 団体入園申込書

次のとおり入園を申し込みます。

引率 責任者名	領収書		必要	不要	(いずれかを○で囲んでください。)		
入 園 者 数	入園者の区分		人数		単価		
	引率教職員				通常価格 ・ 割引 ・ 免除		
	大人 (18歳以上)	18～64歳の方			通常価格 ・ 割引 ・ 免除		
		65歳 以上の方	神戸市民	650円		・ 免除	
	その他		1,040円		・ 割引 ・ 免除		
	中人 (15～17歳、ただし中学生を除く)				通常価格 ・ 割引 ・ 免除		
	小人 (小学生、中学生)				通常価格 ・ 割引 ・ 免除		
	幼児 (小学生未満)				無料	合計	
	各 種 手 帳 所 持 者 お よ び 介 護 人	介護人 下記①の合計人数と 同人数まで入園料免除		大人	中人	小人	幼児
		① ・身体障害者手帳 (1・2級又は1種) ・精神障害者保健福祉手帳 (1級) ・療育手帳					
② ・身体障害者手帳 (1・2級又は1種 以外) ・精神障害者保健福祉手帳 (1級 以外) ・特定疾患医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害医療受給者証 ・小児慢性特定疾患承認書							
合計人数				入園料 免除			
				お支払い方法			
				現金			
				JTB 近畿日本ツーリスト			
				日本旅行 兵庫旅協			
				JR 農協観光			
				神姫バス 名鉄観光サービス			
				東武トップツアーズ			
				大阪旅協			
				その他 ()			
				団体入力	発券		

減免資格及び減免内容一覧表

神戸市立須磨海浜水族園

当園が定める減免資格及び減免内容はつぎのとおりです。

資格番号	学校・施設の所在地	減免資格	減免内容
1	神戸市内	学校用のびのびパスポートを所持している小学校、中学校、義務教育学校(学校教育法第1条に規定)の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童、生徒 : 入園料免除
2	〃	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校(学校教育法第1条に規定)並びに外国人学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童、生徒 : 入園料5割引
3	〃	特別支援学校(学校教育法第1条に規定。小・中学校の障害児学級等を含む)の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童、生徒 : 入園料免除
4	〃	放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定)により設置された施設(通称:学童保育所)の児童が教育上の目的のために当該施設の職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童 : 入園料免除
		児童福祉施設(児童福祉法第7条に規定)及び同法第59条の2の規定により届け出た施設(通称:届出済認可外保育施設)の児童が教育上の目的のために当該施設の職員に引率されて入園するとき	
5	〃	身体障害者福祉センター(身体障害者福祉法第5条に規定)	引率職員 : 入園料免除 入所者 : 入園料免除
		精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定)、精神科病院又は指定病院(同法第19条の7、第19条8に規定)	
		障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律=障害者総合支援法第5条第11項に規定)	
6	〃	老人福祉施設(老人福祉法第5条の3に規定)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第25項に規定)	引率職員 : 入園料免除
7	神戸市以外	学校用のびのびパスポートを所持している小学校、中学校、義務教育学校(学校教育法第1条に規定)の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童、生徒 : 入園料免除
8	〃	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校(学校教育法第1条に規定)並びに外国人学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除
9	〃	特別支援学校(学校教育法第1条に規定。小・中学校の障害児学級等を含む)の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除 児童、生徒 : 入園料免除
10	〃	放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定)により設置された施設(通称:学童保育所)の児童が教育上の目的のために当該施設の職員に引率されて入園するとき	引率教職員 : 入園料免除
		児童福祉施設(児童福祉法第7条に規定)及び同法第59条の2の規定により届け出た施設(通称:届出済認可外保育施設)の児童が教育上の目的のために当該施設の職員に引率されて入園するとき(保育所及び幼保連携型認定こども園を除く)	
11	〃	身体障害者福祉センター(身体障害者福祉法第5条に規定)	引率職員 : 入園料免除 入所者 : 入園料免除
		精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定)、精神科病院又は指定病院(同法第19条の7、第19条8に規定)	
		障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律=障害者総合支援法第5条第11項に規定)	
12	〃	老人福祉施設(老人福祉法第5条の3に規定)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第25項に規定)	引率職員 : 入園料免除